

制定 2015年12月11日

コーポレートガバナンス基本方針

序文

当社は、当社が持続的に成長することで長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆様へ当社の株式を安心して長期的に保有いただくことを可能とするため、当社の業容に相応しいコーポレートガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき、本基本方針を制定した。今後、本基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表する。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な姿勢は、「経営理念」にある「公正・透明・誠実な企業活動と開かれた企業」ならびに「企業の持続的発展と社会・環境との共生」に沿い、当社の企業活動が適正かつ適切に行われるよう、ガバナンスが有効に機能する体制を構築することであり、この基本的な方針に基づき、次の事項を実行し、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益に配慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 社外取締役・社外監査役が十分にその役割を果たす仕組み（取締役会・監査役会の構成、社外役員連絡協議会の開催等）を構築し、取締役会・監査役会による業務執行の監視・監督機能の充実に努める。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知は、発送に先立ち、取締役会承認後直ちに当社ホームページに開示する。

- 2 招集通知は、法定事項の他中期経営計画とその進捗状況、ならびにIR関連情報等の法定外事項も記載し、株主の適切な議決権行使に資するよう努める。

- 3 従来通り、株主総会の開催日を集中日より前に設定し、できるだけ多くの株主が株主総会に出席できるように努める。

(株主の平等性の確保と資本政策等)

第3条 当社は、どの株主もその持ち分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

- 2 買収防衛策の導入ならびに支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策等を実行する場合は、既存株主の権利を不当に害することがないように、常務会等の重要な会議体において、その必要性・合理性等を十分に検討・議論した上で、取締役会で決定し、株主に十分な説明を行う。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第4条 当社は、取締役会において事業投資以外の政策保有株式（当社では「一般投資株式」と称する）に関する基本方針及びその議決権行使に関する方針を別途定めるとともに、年一回投資効率を含め保有意義を見直す。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(行動基準及び利益相反)

第5条 当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、行動指針を別途定め、開示する。

- 2 取締役は、自らに関連して利益相反に係る問題が生じた場合（生じる恐れがある場合を含む）、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの関係)

第6条 当社は、当社の長期的な企業価値向上のために、当社の株主のみならず、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

第7条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

- 2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

第8条 取締役会は、株主からの委託を受け、すべての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(社外取締役の役割)

第9条 当社の社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証、評価し、すべての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見表明することを、その主たる役割のひとつとする。

(取締役会の運営)

第10条 当社の取締役会議長は、代表取締役社長が務めるが、取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。

- 2 この責務を果たすために、取締役会議長は、社外取締役の期待役割に十分配慮しつつ、すべての議案（とりわけ戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報が得られるように配慮しなければならない。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

第11条 当社の取締役会の人数は3名以上9名以下とし、その内3名程度は社外取締役とし、少なくとも1名以上の独立社外取締役を確保する。

- 2 独立社外取締役を指名する場合は、別途取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する判断基準（以下「独立性基準」という。）」に沿って選任し、取締役会にて決定の上、適時適切に開示する。

(取締役の資格及び指名手続き)

第12条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

- 2 当社は、取締役候補を決定するに際しては、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性に配慮する。
- 3 当社のすべての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とする。
- 4 取締役（新任・再任）の候補者は、本条を踏まえ、選任に至った経緯・理由を、社外役員とも十分に情報共有・協議する等、公正、透明かつ厳格な手続きを経た上で、取締役会で決定する。

（監査役の資格及び指名手続き）

- 第13条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する相当程度の知見を有している者でなければならない。
- 2 当社は、監査役候補者を決定するに際しては、性別、年齢、国籍、技能その他監査役会の構成の多様性に配慮する。
 - 3 新任監査役（補欠監査役を含む。）の候補者は、本条を踏まえ、選任に至った経緯・理由を社外役員とも十分に情報共有・協議する等、公正、透明かつ厳格な手続きを経た上で、監査役会の同意を得て、取締役会で決定する。

（社外役員の兼任について）

- 第14条 当社の社外取締役及び社外監査役は、当社以外に多数の上場会社の取締役または監査役を兼任してはならない（兼任は当社を含め概ね4社以内を目途とする）。

（業績評価の指標）

- 第15条 取締役会は、中期経営計画において、ROE・ROA・自己資本比率等の経営指標及びその目標値を随時設定し、適時適切に開示する。

（社長の後継者の選任）

- 第16条 代表取締役社長の後継者については、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中から、社長が候補者を選定し、その適格性につき社外役員とも十分に情報共有・協議の上、もっとも相応しい人物を取締役会にて選任するものとする。

（取締役の責務）

- 第17条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
- 2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

- 3 当社の取締役は、就任するにあたり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の社内規程を理解し、その職責を十分に果たさなければならない。

(取締役及び監査役の研鑽及び研修)

- 第18条 当社の新任取締役・監査役（社外取締役・社外監査役を含む。）は、就任後6カ月以内に、法務・コンプライアンス管掌役員または外部弁護士等による研修プログラムに参加するとともに、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき社長またはその指名する取締役から説明を受ける。
- 2 当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンス、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まねばならない。
 - 3 当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングに関する基本方針を別途定め、適時適切に開示する。

(取締役会の議題の設定等)

- 第19条 取締役会議長は、各取締役からの提案及び意見を踏まえ、毎事業年度末に開催される取締役会において、翌事業年度の取締役会の日程と定例的な議題とすべき事項を定める。
- 2 各回の取締役会に先立ち、取締役会議長は、各取締役と協議して、当該取締役会の議題を定める。
 - 3 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がなされるよう、取締役会の会日に十分先だって（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。）、社外取締役を含む各取締役に配布されなければならない。

(社外取締役及び社外監査役による社内情報へのアクセス)

- 第20条 当社の社外取締役及び社外監査役は、必要があるときまたは適切と考える時には、いつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

(社外役員連絡協議会の設置)

- 第21条 当社は少なくとも年2回、常勤監査役、社外取締役及び社外監査役のみをメンバーとする連絡協議会（「社外役員連絡協議会」と称す。）を開催し、当社の経営、コーポレートガバナンス及び取締役会の運営等に関する事項等について自由に議論し、必要に応じて各種意見、提案等を取締役に報告する。
- 2 社外役員の中から、適任者を指名し連絡協議会の運営を行う。必要に応じて、社長

をはじめ業務執行取締役、執行役員等を連絡協議会に招聘し、議論に必要な情報の提供を受けるものとする。また、内部監査部門の長から内部監査の結果の報告を受けるものとする。

(自己評価)

第22条 取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を監査役会に提出する。監査役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を取締役会に報告の上、その概要を適時適切に開示する。

第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

第23条 業務執行取締役等（執行役員を含む。）の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の極大化に向けた業務執行取締役等の意欲をより高めるために資するよう、適切、公正かつバランスのとれた内容のものでなければならない。

- 2 当社は、社外役員とも十分に協議の上、取締役等の報酬等に関する方針（業績連動型報酬の割合や指標の選定、株式関連報酬等に関する方針を含む。）を取締役会にて決定の上、適時適切に開示する。
- 3 社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責を反映して決定する。但し、業績連動型の要素は含まれない。
- 4 取締役の報酬については、取締役会が株主総会に提出する議案の内容を決定する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第24条 代表取締役社長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努める。

- 2 代表取締役社長は、株主との建設的な対話を総括する取締役として、株主総会、株主懇談会、IR説明会等を通じて、株主とコーポレートガバナンスや重要な経営上の方針等について適宜議論するものとし、社外取締役は当該主要な株主との対話に出席する機会を与えられるものとする。当該対話を行うに際しては、株主間において情報格差が生じないように十分留意するものとする。
- 3 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する基本方針を別途定め、開示する。

以上